

看護師による特定行為の包括同意について（お願い）

看護師による「特定行為」とは

「特定行為」とは、厚生労働省が定めた研修を修了し、専門的な知識・技術を身につけた看護師（特定行為看護師）が、医師の指示（手順書）に基づき、一定の診療の補助を行うことを指します。

これにより、患者さんの病状の変化に対してタイムリーかつ迅速な対応が可能となり、質の高い医療の提供につながります。

当院で実施する主な特定行為

当院では、医師の判断を待たずに看護師が手順書に沿って以下の特定行為を行う場合があります。

特定行為の名称		特定行為	
11	創傷管理関連	19	褥瘡又は慢性創傷の治療における治療のない壊死組織の除去
		20	創傷に対する陰圧閉鎖療法
15	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	25	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
		26	脱水症状に対する輸液による補正

※上記の表は当院で実施する特定行為のみ表示しています。

包括的な同意と、実施時の個別説明について

特定行為の実施にあたり、当院では以下のルールを定めています。

1 基本的な考え方

検査や治療の円滑な進行のため、特定行為の実施については、原則として入院・受診時の包括的な同意（あらかじめ了承をいただくこと）をもって進めさせていただきます。

2 実施直前の個別説明

包括的な同意をいただいている場合でも、実際に看護師が特定行為を行う際は、その都度、患者さん（またはご家族）に対して「これからどのような処置を、なぜ行うのか」を丁寧にご説明いたします。

3 その場での判断を尊重します

説明を聞いたうえで、その時の処置を希望されない場合は、いつでもお断りいただけます。その後の診療に不利になることは一切ありません。

不同意・拒否について

特定行為の実施を希望されない場合は、いつでも拒否することができます。

- ・ お申し出先：主治医、病棟看護師、または患者相談窓口
- ・ 同意いただけない場合や同意を撤回した場合でも、治療や看護において不利益を被ることは一切ありません。
- ・ 患者さんの個人情報は、適切に管理・保護されます。

お問い合わせ

ご不明な点やご相談がございましたら、主治医や看護師、または患者相談窓口までお気軽にお尋ねください。

最終更新日：2026年6月1日

J R 仙台病院